

事業系廃棄物排出届出書

中野区長 宛て

(事業者)

住所

氏名

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

中野区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第24条の2第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

事業者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
所在地	
電話番号	( ) —
業種	
常時使用する従業員の数	<input type="checkbox"/> 20人以下である。 <input type="checkbox"/> 20人を超える。
事業系廃棄物の排出量	事業系一般廃棄物（動物の死体及びし尿を除く。）又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物の1日平均の排出量は、 <input type="checkbox"/> 10キログラム未満である。 <input type="checkbox"/> 10キログラム以上30キログラム未満である。 <input type="checkbox"/> 30キログラム以上50キログラム未満である。 <input type="checkbox"/> 50キログラム以上である。

※ 事業系廃棄物の排出場所及びその周辺の略図を添付してください。